

改正建築基準法及び改正建築士法について

平成21年6月19日

国土交通省

建築確認(構造計算適合性判定物件)に要する日数の状況

1. 建築確認(構造計算適合性判定対象物件)の日数の推移

(単位 日)

	平成20年												平成21年				平成20年1月と平成21年4月の差
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
事前相談期間	37.7	32.7	33.6	34.8	32.4	33.7	30.2	31.4	30.1	29.5	30.7	30.7	29.8	26.6	25.8	29.4	▲ 8.3
確認期間	63.8	64.4	64.3	60.2	59.1	60.2	59.9	57.3	58.5	59.0	57.3	55.6	53.0	55.1	51.1	48.0	▲ 15.8
うち適判期間	39.3	39.6	34.9	34.1	34.4	34.5	33.1	32.2	32.5	32.0	32.1	27.7	31.1	27.1	25.8	24.1	▲ 15.2

(注1) 審査期間には、設計者による申請図書の訂正等の審査中断期間が含まれる。

(注2) 審査期間には、年末年始、土日等の審査機関の休日が含まれる。

(注3) 対象は、全国の特定行政庁及び指定確認検査機関で各月の最初の5営業日(21年1月は年末年始の各3日)に確認済証が交付された物件のうち、構造計算適合性判定を実施したものの。(適判期間のうち平成20年12月以降は、各月に構造計算適合性判定を実施したすべてのもの。)

2. 平成21年4月の状況

(単位 日)

		事前相談		確認期間	
				うち適判	
総日数		29.4		48.0	
うち実審査日数		9.5		24.1	
				うち実審査日数	
				24.7	
				8.0	

(注) 実審査日数:設計者による申請図書の訂正等の審査中断期間を除いた日数。

(参考) 改正後の建築基準法で定める審査日数(=確認期間のうち実審査日数)

- ・構造計算適合性判定対象の建築物 70日以内
(大臣認定プログラムを用いない場合)
- ・上記以外の1～3号建築物 35日以内
- ・4号建築物(小規模木造戸建住宅等) 7日以内

構造設計一級建築士/設備設計一級建築士制度の円滑施行に向けた取り組み

<関係団体へのヒアリングを踏まえた課題>

○資格者の増員

○地域偏在への対応(実態把握・サポート体制の構築)

<資格者の増員>

○構造/設備設計一級建築士講習修了者数等

		受講者数	修了者数	修了率	対象建築物の件数
構造	H20.6みなし講習※	12,044人	6,677人	55%	約25,000 ~30,000 件/年
	H21.2本講習	2,440人	1,085人	44%	
			計7,762人		
設備	H20.6みなし講習※	5,172人	2,727人	53%	約2,500件 /年
	H21.2本講習	1,350人	463人	34%	
			計3,190人		

※法施行前に実施される講習で、法施行後に構造設計/設備設計一級建築士講習とみなされたもの

(本年8~10月にも講習会を実施。現在、申込受付中(~6/26))

○新たな仕組みである法適合確認制度の講習会を実施(4月~5月 延べ1,870人が受講。ホームページにおいてビデオ映像を配信)

また、法適合確認の業務量の試行調査を行い、公表

<実態把握>

○本年2~3月に、過去の関与対象物件の元請建築士事務所に対し、資格者の確保見込みについてのアンケート調査を実施(構造:約8,000、設備:約2,000)

○回収率 約76%

<資格者確保済>

・事務所数ベース
構造:85.2%
設備:70.7%
・物件数ベース*
構造:90.4%
設備:87.0%

<資格者未確保>

・構造: 941事務所
・設備: 468事務所

<未回答>

・構造:1,835事務所
・設備: 467事務所

* 今後、対象建築物の設計業務を行う見込みがある建築士事務所が設計した物件数のうち資格者確保の目処が立っていると回答した建築士事務所が設計した物件数の割合

<サポート体制の構築>

○都道府県サポートセンターの設置(2/16までに全都道府県の建築士事務所協会に設置済)

○協力事務所リストの作成・紹介(ホームページでも公開)

構造:799事務所
設備:251事務所

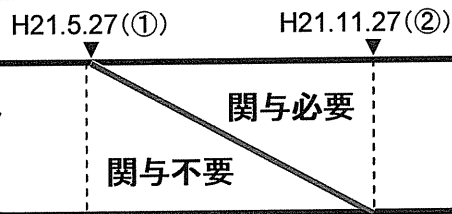
(平成21年6月15日時点)

○平成21年度予算において3億円を計上

都道府県サポートセンターへの支援を含め、地域の実情に応じた支援を実施予定。

<経過措置等>

○経過措置により徐々に施行



①一定の建築物への関与の義務づけは平成21年5月27日以降の建築確認申請から適用。

②ただし、平成21年5月26日以前に構造設計/設備設計がなされたものについては、その後の設計変更も含め、平成21年11月27日以降の建築確認申請から適用。

現在のところ、経済に影響を及ぼすような混乱は生じていない
今後も生じないように取組みを継続

<今後の取組み(資格者の地域偏在、中小建築士事務所における資格者確保の困難さへの対応等)>

○未回答の事務所を含め資格者確保の目処が立っていない事務所について、都道府県がフォローアップ(資格者確保状況の確認及びサポート)を実施

○フォローアップ結果を踏まえ、協力事務所の仕組みを充実(物件の所在地、設計業務の期間、報酬等に応じて受託可能な協力事務所を絞り込む等)

○公共建築発注者において制度の趣旨、内容に誤解が生じないように周知(建築指導課長名で通知を发出済み)

○都道府県を通じて定期的に施行状況を把握

業務報酬基準の見直しについて

業務報酬基準：建築士法第25条の規定に基づき、建築主と建築士事務所が設計・工事監理等の契約を行う際の業務報酬の算定方法等を示したもの

昭和54年
旧業務報酬基準の策定
(昭和54年国土交通省告示第1206号)

H18.8
社会資本整備審議会答申において、
旧業務報酬基準の見直しを指摘

H20.2
建築士事務所に対する
実態調査の実施

平成21年
新しい業務報酬基準の策定
(平成21年国土交通省告示第15号)

<業務報酬基準の概要>

●実費加算方法が基本
業務報酬＝直接人件費
＋直接経費
＋間接経費
＋特別経費
＋技術料等経費
＋消費税相当額

※1

●一部の経費(※1)については略算方法を用いることが可能
直接人件費(標準業務量(※2)×人件費単価)×2.0
※2 標準業務に附随して追加的に業務を行う場合は当該業務量を適宜追加。

標準業務
設計又は工事監理の
標準的な業務を設定。

標準業務量
建築物の類型別に、標準業務に応じた
標準業務人・時間数を提示。

追加業務
標準業務に附随して行
われる標準外の業務を
例示。

<見直しの概要>

※3 四会：日本建築士会連合会
日本建築士事務所協会連合会
日本建築家協会
建築業協会

・四会(※3)作成の建
築設計監理に係る契
約約款・業務委託書
との整合を図りつつ、
内容を修正

・建築物の類型を詳細化
(4類型→15類型)
・業務量の表示を変更
-工事費ベース→床面積ベース
-構造・設備の表示の追加
-人・日→人・時間

・新たに位置づけ

<周知に向けた取組み>

講習会の開催による周知
・本年1月～3月実施
・受講者 4,766名
(ホームページにおいてビデオ映
像を配信)

パンフレットの配布による周知
・本年3月末に全国13万の建築
士事務所に告示(小冊子)及び
パンフレットを配付済み

地方公共団体営繕部局に対する周知
・今後、公営住宅等の補助事業者に対し、事業の適切な
執行の観点から、業務報酬基準等の活用を周知予定。
・また、官庁営繕部と連携して、市町村を含めた地方公共
団体の営繕部局に対する説明会を実施予定

公共建築の設計業務の発注について

<国土交通省が発注する設計業務における資格者の取扱い>

- 法令上、構造設計一級建築士、設備設計一級建築士の関与が必要な設計業務についても、元請である建築士事務所に構造・設備設計一級建築士が所属している必要は無く、協力事務所やJV(ジョイントベンチャー)形態として技術者を確保するか、又は法適合確認手続きによることで足りる。

<国土交通省が発注する設計業務等の業務量の積算>

- 新業務報酬基準の制定を受け、設計業務の委託料を算出するための積算基準「官庁施設の設計業務等積算基準」及び同「要領」を改定(平成21年4月1日から適用)。

改定後の「官庁施設の設計業務等積算基準」の内容

- ・業務量の算出方法は、新業務報酬基準に示された略算表の内容に合致
- ・新業務報酬基準の内容で発注事務の実務上不足する要素(業務報酬基準の略算表の適用範囲外のものの業務量、追加業務の業務量、改修工事の業務量の算定方法等)を設定。
- ・旧積算基準にあった「依頼度」を廃止。

- 積算基準を利用する可能性がある発注機関(各省庁等、都道府県・政令市)に対して、直接説明会等を実施。